

。 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）（附則第五十二条関係）

改正案	現行
（登録の拒否） 第七条 金融再生委員会は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一 三 （略） 四 第三十八条第一項の規定により第四条の登録若しくは投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号亦若しくは第四十三条の規定により同法第六条の認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録又は認可を取り消された者が法人である場合においては、当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）又はこの法律若しくは投資信託及び投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは認可（当該登録又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取	（登録の拒否） 第七条 金融再生委員会は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一 三 （略） 四 第三十八条第一項の規定により第四条の登録若しくは証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号亦若しくは第四十三条の規定により同法第六条の認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録又は認可を取り消された者が法人である場合においては、当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）又はこの法律若しくは証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは認可（当該登録又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録等を取り消された者が法人である場合に

消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

五 (略)

六 この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)若しくは投資信託及び投資法人に関する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

七 申請の日前五年以内に投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業(投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十六項に規定する投資信託委託業をいう。以下同じ。)又は投資法人資産運用業(同条第十七項に規定する投資法人資産運用業をいう。以下同じ。)に関し著しく不適当な行為をした者

八・九 (略)

2 (略)

(禁止行為)

第二十二条 (略)

2 投資顧問業者(法人である場合に限る。以下この項において同じ

おいては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

五 (略)

六 この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)若しくは証券投資信託及び証券投資法人に関する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

七 申請の日前五年以内に投資顧問業、投資一任契約に係る業務又は証券投資信託委託業(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十条第九項に規定する証券投資信託委託業をいう。以下同じ。)に関し著しく不適当な行為をした者

八・九 (略)

2 (略)

(禁止行為)

第二十二条 (略)

2 投資顧問業者(法人である場合に限る。以下この項において同じ

。は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資顧問業者の利害関係人（当該投資顧問業者の過半数の株式を所有していることその他の当該投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。）

（である投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。第三十条の三において同じ。）が運用の指図を行う投資信託財産（同法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下同じ。）に係る受益者又は資産の運用を行う投資法人（同法第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の利益を図るため、当該投資顧問業者が締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

二 四（略）

（業務の範囲等）

第二十三条 投資顧問業者は、投資信託委託業、投資法人資産運用業又は証券業（証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営むとするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

2 5（略）

（投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為）

第二十三条の二 投資顧問業者は、投資信託委託業又は投資法人資産

。は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資顧問業者の利害関係人（当該投資顧問業者の過半数の株式を所有していることその他の当該投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。）

（である証券投資信託委託業者（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者をいう。第三十条の三において同じ。）が運用の指図を行う信託財産（同法第十四条に規定する信託財産をいう。以下同じ。）に係る受益者の利益を図るため、当該投資顧問業者が締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

二 四（略）

（業務の範囲等）

第二十三条 投資顧問業者は、証券投資信託委託業又は証券業（証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営むとするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

2 5（略）

（投資顧問業者が証券投資信託委託業等を営む場合の禁止行為）

第二十三条の二 投資顧問業者は、証券投資信託委託業を営む場合に

運用業を営む場合においては、その投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資信託委託業として運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者の利益を図るため又は投資法人資産運用業として資産の運用を行う特定の投資法人の利益を図るため、その締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした助言を行うこと。

二 (略)

(禁止行為)

第三十条の三 (略)

2 認可投資顧問業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 認可投資顧問業者の利害関係人(当該認可投資顧問業者の過半数の株式を所有していることその他の当該認可投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。)である投資信託委託業者が運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者又は資産の運用を行う投資法人の利益を図るため、当該認可投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 四 (略)

(兼業の制限等)

においては、その投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 証券投資信託委託業として運用の指図を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした助言を行うこと。

二 (略)

(禁止行為)

第三十条の三 (略)

2 認可投資顧問業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 認可投資顧問業者の利害関係人(当該認可投資顧問業者の過半数の株式を所有していることその他の当該認可投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。)である証券投資信託委託業者が運用の指図を行う信託財産に係る受益者の利益を図るため、当該認可投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 四 (略)

(兼業の制限等)

第三十一条 認可投資顧問業者は、投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業及び証券業のほか、他の業務を営むことができない。ただし、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関連する業務で、当該認可投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、金融再生委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

2 6 (略)

(認可投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為)

第三十一条の二 認可投資顧問業者は、投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む場合においては、その投資一任契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない

一 投資信託委託業として運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者又は投資法人資産運用業として資産の運用を行う特定の投資法人の利益を図るため、その締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 (略)

(業務改善命令)

第三十七条 金融再生委員会は、投資顧問業者又は当該投資顧問業者

第三十一条 認可投資顧問業者は、投資顧問業、投資一任契約に係る業務、証券投資信託委託業及び証券業のほか、他の業務を営むことができない。ただし、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関連する業務で、当該認可投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、金融再生委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

2 6 (略)

(認可投資顧問業者が証券投資信託委託業等を営む場合の禁止行為)

第三十一条の二 認可投資顧問業者は、証券投資信託委託業を営む場合においては、その投資一任契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 証券投資信託委託業として運用の指図を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 (略)

(業務改善命令)

第三十七条 金融再生委員会は、投資顧問業者又は当該投資顧問業者

が認可投資顧問業者である場合における当該投資顧問業者から第二条第四項第二号（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条の三第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者の業務の運営に関し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者保護のため必要な限度において、当該投資顧問業者に対し、業務の方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第三十八条 金融再生委員会は、投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資顧問業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七条第一項第一号から第三号まで、第四号（この法律又は投資信託及び投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号、第六号、第八号（同項第七号に係る部分を除く。）、又は第九号（同項第七号に係る部分を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二・三 （略）

2・3 （略）

が認可投資顧問業者である場合における当該投資顧問業者から第二条第四項第二号（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者の業務の運営に関し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者保護のため必要な限度において、当該投資顧問業者に対し、業務の方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第三十八条 金融再生委員会は、投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資顧問業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七条第一項第一号から第三号まで、第四号（この法律又は証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号、第六号、第八号（同項第七号に係る部分を除く。）、又は第九号（同項第七号に係る部分を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二・三 （略）

2・3 （略）

(認可の取消し等)

第三十九条 金融再生委員会は、認可投資顧問業者又は当該認可投資顧問業者から第二条第四項第二号（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条の三第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可投資顧問業者の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資一任契約に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 その行う投資一任契約に係る業務に関して、この法律（投資信託及び投資法人に関する法律第二編から第四編までを含む。以下この号において同じ。）若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二（略）

2（略）

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（五）（略）

六 第三十一条の第一項の規定に違反して、承認を受けずに投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業及び証券業以外の業務を営んだ者

(認可の取消し等)

第三十九条 金融再生委員会は、認可投資顧問業者又は当該認可投資顧問業者から第二条第四項第二号（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可投資顧問業者の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資一任契約に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 その行う投資一任契約に係る業務に関して、この法律（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第三編を含む。以下この号において同じ。）若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二（略）

2（略）

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（五）（略）

六 第三十一条の第一項の規定に違反して、承認を受けずに投資顧問業、投資一任契約に係る業務、証券投資信託委託業及び証券業以外の業務を営んだ者

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 三（略） 四 第二十三条第一項の規定に違反して、届出をせずに投資信託委託業、投資法人資産運用業又は証券業を営んだ者 五 七（略）	第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 三（略） 四 第二十三条第一項の規定に違反して、届出をせずに証券投資信託委託業又は証券業を営んだ者 五 七（略）
--	--